平成２７年（フ）第２９７号
愛媛県松山市井門町646番地４　信楽ハイツ301号、住民票上の住所愛媛県松山市井門町168番地
債務者　橘　　綾衣
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
愛媛県今治市石井町１丁目１番58号　フォレストＢ棟101、前住所愛媛県今治市別宮町７丁目２番37号、（前々住所）松山市東石井７丁目５番31号　ロハス東石井201号、（前々々住所）松山市祝谷３丁目８番26号
債務者　葛山真由美（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５０号
愛媛県今治市東鳥生町３丁目２番37号、前住所兵庫県神崎郡福崎町高岡1564番地11
債務者　渡部　裕策
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５４号
愛媛県今治市宮窪町宮窪2806番地２、前住所愛媛県新居浜市新須賀町１丁目７番16号
債務者　村上　佳子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２６３号
高知市鴨部２丁目２番43号　刈谷アパート
債務者　西川　詔三
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６６号
高知市中水道５番27号　コーポ中水道３Ｆ南、申立時の住所高知市百石町４丁目５番18号第一白鷺荘10号
債務者　竹内ひろ子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０６号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命329番地３（前住所　福岡県飯塚市馬敷326番地12）
債務者　平島　敏男
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１０７号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命329番地３（前住所　福岡県飯塚市馬敷326番地12）
債務者　平島実千代
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１０８号
福岡県飯塚市横田404番地１　フラット５15号（住民票上の住所　福岡県飯塚市南尾252番地17　市営南尾住宅42号）
債務者　松永　フミ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２１５号
福岡県久留米市津福本町1667番地２　松院寺住宅１棟13号
債務者　植木加代美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２１６号
福岡県久留米市津福本町1858番地３
債務者　岩崎　幹代
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８７号
宮崎県都城市太郎坊町6829番地１　コーポ中村101号
債務者　茶薗　直樹
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３３２号
鹿児島県鹿児島市上福元町3939番地
債務者　松﨑　慶祐
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７４号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町13番20号　光園荘206
債務者　窪田　成三
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
埼玉県所沢市緑町４丁目29番33―302号
債務者　杉下　英二
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０１号
埼玉県川越市氷川町147番地13
債務者　高野　隆子（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２４号
埼玉県川越市岸町３丁目30番地43（コーポＫ・Ｉ303号室）
債務者　山口　航平
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部